

名古屋市町並み保存要綱実施要領

平成22年4月1日
名古屋市教育委員会

(趣 旨)

第1条 この実施要領は、名古屋市町並み保存要綱（平成22年4月1日実施。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の届出)

第2条 要綱第5条第1項の規定による届出は、町並み保存地区現状変更行為届出書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会（以下「委員会」という。）に提出して行うものとする。

- (1) 関係部分の設計図
- (2) 現況写真
- (3) その他委員会が必要と認めるもの

(適用除外)

第3条 要綱第5条第2項の規定により、委員会が別に定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 仮設又は地下埋設の建築物又は工作物の設置に係る行為
- (3) 育成などのため必要な木竹の伐採

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。
- 2 平成22年4月1日に廃止された名古屋市町並み保存要綱実施要領（昭和59年3月1日教育長決裁）の規定によりなされた現状変更行為の届出については、この要領の施行後も、なおその効力を有する。

町並み保存地区現状変更行為届出書

平成 年 月 日

（あて先）名古屋市教育委員会

〒
住所
氏名
電話

印

名古屋市町並み保存要綱実施要領第2条の規定により、現状変更行為の届出をします。

1 現状変更の場所	
2 現状変更の名称	
3 現状変更の内容	
4 工事の予定	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
5 工事設計者	住所 氏名 電話
6 工事施工者	住所 氏名 電話
7 その他参考事項	
※	

[添付書類] 関係部分の設計図、現況写真、その他